

和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、燃料等の物価高騰により大きな影響を受けている交通事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、予算の範囲内で和歌山県地域交通物価高騰対策支援金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者

(2) 県内に営業所を有する事業者

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）を経営する者

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を経営する者（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号国土交通省自動車交通局局長通達）」に基づき福祉限定許可（同通達により、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般旅客自動車運送事業の許可をいう。）を受けて当該福祉限定許可に係る一般乗用旅客自動車運送事業のみを経営する者を除く。）

エ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）を経営する者

(不交付要件)

第3 第2の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しない。

(1) 営業に関して必要な許認可を取得していない者

(2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前3号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の交付額等)

第4 支援金の交付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2の(3)のアからウの者については、別表1の左欄に掲げる交付対象者の区分に応じ、中欄に掲げる対象車両ごとに、当該対象車両数にそれぞれ同表の右欄に掲げる交付額を乗じて得た額

(2) 第2の(3)のエの者については、別表2の左欄に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付額

(交付申請の添付書類等)

第5 規則第4条に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、別表3に掲げるとおりとする。

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により支援金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象者は支援金の収支に関する帳簿を備え、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (2) 交付対象者は、知事から別途指示があった場合は、前号に掲げる書類のほか、支援金の交付後においても、支援金に関する資料を備えおくとともに、知事から提出の求めがあったときはこれに応じること。

(支援金の実績報告額の確定及び交付)

第7 支援金の実績報告については、規則第13条の規定に関わらず、規則第4条の規定によるこの支援金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 支援金の額の確定は、規則第14条の規定に関わらず、規則第5条の規定によるこの支援金の交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

3 交付対象者がこの支援金の交付を受けようとする場合における規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは「第7条」と読み替えるものとする。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。
- 2 令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月17日から施行する。
- 2 令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表1（第4（1）関係）

支援金

交付対象者	対象車両	交付額
乗合バス事業を営業者	乗合バス事業の用に供する車両	1台につき27千円
貸切バス事業を営業者	貸切バス事業の用に供する車両	
タクシー事業を営業者	タクシー事業の用に供する車両 (自動車検査証に記載の燃料種別がガソリン又は軽油の車両)	1台につき5千円

備考

- 令和7年3月31日時点で県内の営業所において事業許可又は届出に記載している車両数を上限とする。
- 次に掲げる車両は、対象車両に含まれない。
 - コミュニティバス（「コミュニティバスの導入に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号国土交通省自動車交通局長通達別添2）」の2に定めるコミュニティバスをいう。）の用に専ら供される車両
 - 道路運送法（昭和26年法律第183号）第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の用に専ら供される車両
 - 「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号国土交通省自動車交通局長通達）」に基づき福祉限定許可（同通達により、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般旅客自動車運送事業の許可をいう。）を受けて当該福祉限定許可に係る一般乗用旅客自動車運送事業の用に専ら供される車両
 - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条第1項に規定する永久抹消登録を受けた車両
 - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第16条第1項に規定する一時抹消登録を受けた車両

別表2（第4（2）関係）

支援金

交付対象者	交付額
鉄道事業を営業者のうち、和歌山電鐵株式会社	789千円
鉄道事業を営業者のうち、紀州鉄道株式会社	122千円

備考

- 対象事業者は、令和7年3月31日時点で県内において、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）を営業者しているものに限る。

別表3（第5関係）

添付書類

交付対象者	添付書類
乗合バス事業を営業者 貸切バス事業を営業者 タクシー事業を営業者	(1) 支援金事業概要書（別記第1-1号様式） (2) 申請車両内訳書（別記第2号様式） (3) 宣誓書（別記第3号様式） (4) 役員名簿（別記第4号様式） (5) 対象車両の自動車検査証の写 (6) 法人の場合は法人名義の振込先口座、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の内容が確認できる書類 (7) その他知事が必要と認める書類
鉄道事業を営業者	(1) 支援金事業概要書（別記第1-2号様式） (2) 宣誓書（別記第3号様式） (3) 役員名簿（別記第4号様式） (4) 鉄道事業の用に供する車両の所有が確認できる書類 (5) 法人名義の振込先口座の内容が確認できる書類 (6) その他知事が必要と認める書類

申請様式（乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者用）

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地）

申請者

氏名（法人にあつては名称及び代表者職・氏名）

和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付申請書

令和7年度において、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき支援金の交付決定の全部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 支援金事業概要書（別記第1-1号様式）
- 2 申請車両内訳書（別記第2号様式）
- 3 宣誓書（別記第3号様式）
- 4 役員名簿（別記第4号様式） ※法人の場合必要
- 5 対象車両の申請車両数が確認できる書類
- 6 振込先口座の内容が確認できる書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

申請様式（鉄道事業者用）

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地）

申請者

氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）

和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付申請書

令和7年度において、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき支援金の交付決定の全部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 支援金事業概要書（別記第1-2号様式）
- 2 宣誓書（別記第3号様式）
- 3 役員名簿（別記第4号様式）
- 4 鉄道事業の用に供する車両の所有が確認できる書類 ※
- 5 振込先口座の内容が確認できる書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

※ 車両の所有が確認できる書類の例は以下①及び②

なお、①及び②が無い場合、③等の車両の所有が確認できる書類

①近畿運輸局に申請する車両確認申請書の写し

※鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項、鉄道事業法施行規則（昭和61年運輸省令第6号）第20条第3項及び第4項の規定に基づく車両確認申請

②近畿運輸局の確認書（鉄道営業法第13条第1項の規定に基づき確認を受けた書類）

③近畿運輸局に提出する鉄道事業実績報告書の写し

※鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第55条第1項及び第2項、鉄道事業等報告規則（昭和62年運輸省令第9号）第2条の規定に基づく鉄道事業実績報告書

別記第 1 - 1 号様式（第 5 関係）

支援金事業概要書

1. 申請者概要

事業者名			
郵便番号	〒	所在地※1	
県内営業所所在地※2			
代表者役職・氏名			
担当者氏名		電話	
ファクシミリ		e-mail	

※1「所在地」欄には、本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

※2「県内営業所所在地」欄には、本店又は主たる事務所が県外の場合に、県内営業所の住所を記載してください。

2. 支援金申請内容

	区分	支援金単価(A)	対象車両数(B)	申請額(A×B)
算定式	乗合バス事業又は貸切バス事業の用に供する車両	2 7 千円	台	千円
	タクシー事業の用に供する車両 (自動車検査証に記載の燃料種別がガソリン又は軽油の車両)	5 千円	台	千円
申請額 (合計)				

3. 支援金支払口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協		支店名	本店 支店
預金種別	普通 当座	口座番号		
(カタカナ) 口座名義人				

別記第 1 - 2 号様式（第 5 関係）

支援金事業概要書

1. 申請者概要

事業者名			
郵便番号	〒	所在地※1	
県内営業所所在地※2			
代表者役職・氏名			
担当者氏名		電話	
ファクシミリ		e-mail	

※1「所在地」欄には、本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

※2「県内営業所所在地」欄には、本店又は主たる事務所が県外の場合に、県内営業所の住所を記載してください。

2. 支援金申請内容

区分	区分のうち事業者名	交付申請額
鉄道事業を営業者		千円

3. 支援金支払口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	支店名	本店 支店
預金種別	普通 当座	口座番号	
(カタカナ) 口座名義人			

別記第2号様式(第5関係)

申請車両内訳書

	車両種別	燃料種別	車両番号	配備営業所名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

(備考)

1. 申請する車両をすべて記載の上、自動車検査証の写しを添付してください。
2. 行数が足りない場合は適宜行を追加してください。

宣 誓 書

私は、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金の交付申請をするに当たり、下記の内容について、宣誓します。宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- （１）和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第２の交付対象者の要件を満たしています。
- （２）和歌山県地域交通物価高騰対策支援金の交付を受けた後も、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第２に規定する事業の継続に努めます。
- （３）和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第３の不交付要件に該当しません。
- （４）和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第５の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- （５）和歌山県補助金等交付規則第２１条第１項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）

別記第4号様式（第5関係）

役 員 名 簿

[illegible]